

過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日（総行過第 2 7 号）制定

令和 4 年 3 月 2 2 日（総行過第 1 9 号）一部改正

令和 6 年 3 月 2 8 日（総行過第 2 4 号）一部改正

（通則）

第 1 過疎地域持続的発展支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成 1 2 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号。以下「省令」という。）及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け総行過第 2 7 号。以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付金の目的）

第 2 この交付金は、過疎地域における地域人材の育成、I C T 等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業を行う過疎地域持続的発展支援事業（以下「持続的発展支援事業」という。）、過疎地域の集落再編を図るための過疎地域集落再編整備事業（以下「集落再編整備事業」という。）、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備を行う過疎地域遊休施設再整備事業（以下「遊休施設再整備事業」という。）及び実施要綱に基づく過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（以下「集落ネットワーク圏形成支援事業」という。）について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援することを目的とする。

（交付対象者）

第 3 交付金の交付を受ける者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる市町村及び一部事務組合等（以下「市町村等」という。）並びに都道府県とする。

- (1) 持続的発展支援事業の交付対象者は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号。以下「過疎法」という。）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域を有する市町村（以下「過疎地域市町村」という。）及び構成市町村の 2 分の 1 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等（以下「一部事務組合等」という。）並びに都道府県とする。
- (2) 集落再編整備事業の交付対象者は、過疎地域市町村とし、遊休施設再整備事業の

交付対象者は過疎地域市町村及び一部事務組合等とする。

- (3) 集落ネットワーク圏形成支援事業の交付対象者は、実施要綱第4の対象地域を有する市町村とする。

(交付金事業)

第4 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、次の各号に掲げるものであって、集落ネットワーク圏形成支援事業を除き、原則として過疎法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画（持続的発展支援事業を実施する都道府県にあっては、過疎法第9条に定める過疎地域持続的発展都道府県計画）に基づき当該年度に実施する事業とする。

- (1) 持続的発展支援事業にあっては、市町村等が実施するICT等技術活用事業又は市町村等及び都道府県が行う人材育成事業のうち次のいずれかに掲げるものであること。

ア ICT等技術活用事業にあっては、その目的が次の(イ)～(カ)のいずれかに該当するもの

- (イ) 産業振興（スモールビジネス振興）
- (イ) 生活の安心・安全確保対策
- (ウ) 集落の維持・活性化対策
- (エ) 移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進
- (オ) 地域文化伝承対策
- (カ) 環境貢献施策の推進

イ 人材育成事業のうち都道府県が行うものにあつては、主として過疎地域市町村等の住民を対象として市町村等と連携して実施するものであること。また、市町村等が行うものにあつては、都道府県が実施する事業（予定を含む。）と事業内容が重複しないこと。

- (2) 集落再編整備事業にあっては、過疎地域市町村が行う、人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落を基幹集落等に移転する事業（以下「集落移転タイプ」という。）、基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転する事業（以下「へき地点在住居移転タイプ」という。）、地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業（以下「定住促進団地整備事業」という。）、地域における定住を促進するための当該市町村内に点在する空き家を有効活用して住宅を整備する事業（以下「定住促進空き家活用事業」という。）及び漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成する事業（以下「季節居住団地整備事業」という。）であつてそれぞれ次の要件を満たすものであること。

ア 集落等移転事業の要件

(ア) 集落移転タイプ

- ① 次のいずれかの条件を満たす集落であること。
 - ・ 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。
 - ・ 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。
 - ・ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。
- ② 全体として移転戸数がおおむね5戸以上であること。
- ③ 各移転対象集落等にある相当の戸数（3分の2以上）が移転すること。
- ④ 移転戸数のうち、相当の戸数（2分の1以上）が移転先地において団地を形成すること。

(イ) ヘキ地点在住居移転タイプ

- ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。
- ② 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること。

イ 定住促進団地整備事業の要件

- (ア) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。
- (イ) 5戸以上が団地を形成すること。

ウ 定住促進空き家活用事業の要件

- (ア) 地域における定住を促進するため当該市町村内に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。
- (イ) 整備する空き家の戸数が3戸以上であること。
- (ウ) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅（以下単に「公営住宅」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項の規定による国の補助を受けて整備した住宅、その他この事業を実施する過疎地域市町村が住宅の用に供している住宅は、対象から除外する。

エ 季節居住団地整備事業の要件

- (ア) 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。
 - (イ) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。
 - (ウ) 全体として、季節的居住等の戸数が3戸以上であること。
- (3) 遊休施設再整備事業にあつては、過疎地域市町村等が行う、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休

施設を有効活用するものであること。

イ 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。

ウ 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。

エ 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。

オ 文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。

(4) 集落ネットワーク圏形成支援事業にあつては、実施要綱第5に定める活性化プラン、実施要綱第8に定める過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画等に基づき、実施要綱第3に定める事業実施主体が行うものであること。

(交付対象経費)

第5 交付対象者が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として総務大臣（以下「大臣」という。）が認める経費（以下「交付対象経費」という。）については、別表のとおりとする。

2 持続的発展支援事業における一事業当たりの交付対象経費の限度額は、都道府県にあつては20,000千円とする。

3 持続的発展支援事業のうち人材育成事業における一事業当たりの固定資産購入費に対して交付できる額は、市町村等が実施する場合にあつては、交付限度額の1/2以内の額とし、交付対象経費の総額が交付限度額に満たない事業の場合は、当該交付対象経費総額の1/2以内の額とする。都道府県が実施する場合にあつては、交付対象経費の1/2以内の額とする。

4 集落再編整備事業における一事業当たりの交付対象経費の限度額は、集落等移転事業にあつては、集落移転タイプ及びへき地点在住居移転タイプともに6,144千円に移転戸数を乗じて得た額、定住促進団地整備事業にあつては3,877千円に団地内戸数を乗じて得た額、定住促進空き家活用事業にあつては4,000千円に整備戸数を乗じて得た額、季節居住団地整備事業にあつては4,738千円（ただし、当該団地において高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は、3,877千円）に団地内戸数を乗じて得た額とする。

5 遊休施設再整備事業における一事業当たりの交付対象経費の限度額は、60,000千円とする。

6 利用者の一層の利便を図るとともに施設の効率的運営を図るため、本要綱に基づく集落再編整備事業及び遊休施設再整備事業による施設と他の国庫補助を受ける施設を併設する場合等（他の国庫補助を受ける施設部分を本要綱に基づく施設内に包有する場合を含む。）の交付対象経費については、原則として各施設の延床面積（共用部分を

除く。)により按分して求めるものとする。

(交付限度額)

第6 交付金の額は、次に掲げる額を超えないものとする。

- (1) 市町村等が実施する持続的発展支援事業については、20,000 千円
- (2) 都道府県が実施する持続的発展支援事業については、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。）が、0.51以下の都道府県については、交付対象経費に10分の6を乗じて得た額
- (3) 集落再編整備事業については、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額
- (4) 遊休施設再整備事業については、交付対象経費に3分の1を乗じて得た額
- (5) 集落ネットワーク圏形成支援事業については、15,000 千円。ただし、事業実施に当たって、外部の専門人材を活用する場合にあっては20,000 千円と、ICT等技術を活用する場合にあっては25,000 千円と、外部の専門人材とICT等技術を併用する場合にあっては30,000 千円

(交付申請)

第7 交付対象者は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

(交付決定)

第8 大臣は、第7の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号による交付金交付決定通知書により、交付対象者に通知するものとする。

また、集落ネットワーク圏形成支援事業の交付決定にあたっては、内閣府、国土交通省等、関係省庁との連携に努めるものとする。

なお、持続的発展支援事業及び集落ネットワーク圏形成支援事業に係る交付決定のための審査については、有識者による評価に基づき行うものとする。

2 大臣は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9 交付金の交付決定通知を受けた交付対象者（以下「交付金事業者」という。）は、第8の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定による申請の取り下げをすることのできる期限は、交付金の交付の決定の日から起算して30日以内とする。

(交付金事業の変更等)

第10 交付金事業者は、次の各号に掲げる変更等を行う場合には、あらかじめ別記様式第3号による交付金事業変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 持続的発展支援事業において、交付金事業の内容を変更しようとする場合
ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。
 - ア 交付金事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
 - イ 交付金事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、交付金事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 交付金事業の目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
- (2) 集落再編整備事業において、次の変更を行う場合
 - ア 交付対象経費の配分を変更する場合
ただし、別表に掲げる「経費の区分」相互間における金額の増減が各配分額のいずれか低い額の20%以内となる場合には、この限りでない。
 - イ 集落等移転事業における移転対象集落、移転戸数、移転先地又は施設の建設箇所
 - ウ 定住促進団地整備事業における団地内戸数、団地の位置又は施設の建設箇所
 - エ 定住促進空き家活用事業における空き家戸数、空き家の位置又は施設の改修箇所
 - オ 季節居住団地整備事業における団地内戸数、団地の位置又は施設の建設箇所
- (3) 遊休施設再整備事業において、次の変更を行う場合
 - ア 交付対象経費の配分を変更する場合
ただし、別表に掲げる「経費の区分」相互間における金額の増減が各配分額のいずれか低い額の20%以内となる場合には、この限りでない。
 - イ 整備対象とする遊休施設又は整備する施設の種類を変更する場合
 - ウ 設置する設備を変更する場合
ただし、付帯設備の設置箇所の変更等の軽微な変更の場合を除く。
- (4) 集落ネットワーク圏形成支援事業において、交付金事業の内容を変更しようとする場合
ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。
 - ア 交付金事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、交付金事業者の自由な

創意により計画変更を認めることが、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

- イ 交付金事業の目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
(5) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(交付金事業の遅延等の報告)

第11 交付金事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第4号による交付金事業遅延等報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の実施状況報告)

第12 交付金事業者は、大臣が必要と認めて指示したときは、交付金事業の遂行状況について別記様式第5号による交付金事業実施状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付金事業の実績報告)

第13 交付金事業者は、交付金事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による交付金事業実績報告書を添えて大臣に提出しなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第14 交付金の額の確定は、次により行う。

- (1) 持続的発展支援事業及び集落ネットワーク圏形成支援事業については、第13の規定による実績報告に係る交付金事業の実績が交付決定の内容（第10に基づく承認をした場合には、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定する。
- (2) 集落再編整備事業については、交付対象経費の実収支額の合計額に2分の1を乗じて得た額と交付金の交付決定額を比較していずれか低い額とする。
- (3) 遊休施設再整備事業については、交付対象経費の実収支額の合計額に3分の1を乗じて得た額と交付金の交付決定額を比較していずれか低い額とする。

- 2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、

これを切り捨てるものとする。

- 3 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定したときは、別記様式第7号による交付金の額の確定通知書により、交付金事業者に通知するものとする。
- 4 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、別記様式第8号による交付金返還命令通知書により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

- 第15 大臣は、第14の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、大臣が必要と認めた場合には、交付金の一部について交付金事業の実績に応じ概算払いをすることができる。
- 2 交付金事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第9号による請求書を総務省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第16 大臣は、第10の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8の決定の内容(第10の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 交付金事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金事業者が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
 - (3) 交付金事業者が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 第8の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号の場合を除く。)には、その命令に係る交付金を交付金事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第14第5項の規定を準用する。

5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金事業の経理等)

第17 交付金事業者は、交付金事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付金事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の会計帳簿とともに交付金事業の完了した日（第10の規定による交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第18 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、持続的発展支援事業及び集落ネットワーク圏形成支援事業による取得財産等について、別記様式第10号による取得財産等管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 交付金事業者は、当該年度に持続的発展支援事業及び集落ネットワーク圏形成支援事業による取得財産等があるときは、第13に定める報告書に別記様式第11号により取得財産等明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、交付金事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第19 取得財産等については、当該年度から省令別表に定める期間を経過するまでの間は、大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 第18第4項の規定は、第1項の承認をする場合において準用する。

4 以下の場合については、第1項の大臣の承認があったものとみなす。

(1) 定住促進空き家活用事業において、定住促進の目的を妨げずに、当該事業により整

備された空き家を交流滞在等の目的に使用する場合。

- (2) 季節居住団地整備事業において、季節的な居住等の目的を妨げずに、当該事業により整備された団地を交流滞在等の目的に使用する場合。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第20 交付金事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1及び第10から第19までに準ずる条件を付さなければならない。

(大臣の監督)

第21 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける市町村等の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(利用状況等の報告)

第22 交付金事業者は、交付金事業の完了後においても、大臣の指示により、交付金事業に係る施設の利用状況について報告しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年度分の交付金から適用する。
- 3 過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱（平成22年4月13日総行過第54号）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 4 旧要綱の規定に基づく過疎地域等自立活性化推進事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再整備事業及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に係る令和2年度分の交付金で令和3年度以降の年度に繰り越したものの、令和2年度に着手した同事業に係る令和3年度分の適用については、なお従前の例による。
- 5 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、過疎地域持続的発展支援事業、過疎地域集落再編整備事業、過疎地域遊休施設再整備事業及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、要綱第3の交付対象者とする。この場合において、新規事業の採択については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令附則第3条第

2 項又は第 3 項の規定に基づき作成することが出来る市町村計画に記載されている事業とする。なお、本項により採択された令和 8 年度分の交付金で令和 9 年度以降の年度（特別特定市町村については、令和 9 年度分の交付金で令和 10 年度以降の年度）に繰り越したものがある場合には、経過措置団体はなお要綱第 3 の交付対象者とする。

- 6 過疎法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村が前項の規定により事業を実施できる区域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。

附 則

- 1 この要綱による改正後の過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱の規定は、公布の日から施行し、公布の日以降に交付決定を行う令和 4 年度分の交付金から適用する。
- 2 この要綱による改正前の過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る令和 3 年度分の交付金で令和 4 年度以降に繰り越したものに関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱による改正後の過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱の規定は、公布の日から施行し、公布の日以降に交付決定を行う令和 6 年度分の交付金から適用する。
- 2 この要綱による改正前の過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱の規定に基づく事業に係る令和 5 年度分の交付金で令和 6 年度以降に繰り越したものに関する規定の適用については、なお従前の例による。

別 表

交付対象経費

1 過疎地域持続的発展支援事業

経費の区分	経費の内容
ICT 等技術活用事業費	(1) ICT 等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進 PR 事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等） ウ 集落の維持・活性化対策（集落の見守り活動、住民との話し合い等） エ 移住・交流・若者の定住促進対策（空き家バンクの創設費用、交流イベント等） オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの (2) ICT 等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費
人材育成事業費	過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費
市町村等事務費	ICT 等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等）その他の事務的経費

(注1) 上記経費のうち食糧費は除く。

(注2) 上記経費のうち施設整備費は除くが、当該事業の実施につき必要となる固定資産の購入費に限り、交付対象経費に含むこととする。なお、固定資産の購入費に対して交付できる額は、第5の第3項のとおり。

2 過疎地域集落再編整備事業

経費の区分	経費の内容	
移転の円滑化に要する経費	住居移転者の移転及び離農等の円滑化を図るため、次の区分に従い、住居移転者に対して支給するに要する経費 生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合 生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合 住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合	1 戸当たり 2,385,000 円以内 1 戸当たり 780,000 円以内 1 戸当たり 780,000 円以内
団地造成費	団地の造成に要する経費 (市町村が住居移転者に対し、著しく低い対価又は無償で長期間貸付ける場合に限る。) ただし、1 戸当たり 330 m²以内	原則として 1 m²当たり 3,200 円以内
移転先住宅建設等助成費	住居移転者が、市町村が移転先地として定めた団地において、住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得も含む。）するために要する経費を金融機関から借り入れた場合において当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の全部又は一部を助成するに要する経費	1 1 件 2,340,000 円以内 (住宅 1,840,000 円以内 土地 500,000 円以内) とする。 2 住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を除く。）に必要な借入金の利子（年利率 8.5%を限度とする。以下同じ。）に相当する額が 1 の住宅の限度額を超えるものにあつては、次に掲げる額を 1 の住宅の限度額に加算する。

経費の区分	経費の内容
	<加算額> 加算額は、当該借入金の借入条件（年利率 8.5%を限度とする。）で 4,250,000 円を借りた場合の利子に相当する額の区分に応じて次のとおりとする。ただし、加算額は 1 件当たり 720,000 円を限度とする。 (1) 1 の住宅の限度額を超えた場合、当該借入金のうち、4,250,000 円を超える額の利子に相当する額の 2 分の 1 の額 (2) 1 の住宅の限度額以下の場合、当該借入金の利子に相当する額のうち、1 の住宅の限度額を超える額の 2 分の 1 の額 3 住宅の建設又は購入に必要な土地の取得に必要な借入金の利子（年利率 8.5%を限度とする。以下同じ。）に相当する額が 1 の土地の限度額を超えるものにあつては、次に掲げる額を 1 の土地の限度額に加算する。 <加算額> 加算額は、当該借入金の借入条件（年利率 8.5%を限度とする。）で 1,200,000 円を借りた場合の利子に相当する額の区分に応じて次のとおりとする。ただし、加算額は 1 件当たり 460,000 円を限度とする。

経費の区分	経費の内容	
		(1) 1の土地の限度額を超えた場合、当該借入金のうち、1,200,000円を超える額の利子に相当する額の2分の1の額 (2) 1の土地の限度額以下の場合、当該借入金の利子に相当する額のうち、1の土地の限度額を超える額の2分の1の額
生活関連施設整備費	団地に必要と認められる道路、公園、緑地、広場、集会施設、高齢者福祉施設、共同駐車場、既存の施設に接続する共同受信施設及び有線放送施設、給水施設、生活排水（雑排水）処理施設、し尿処理施設、ゴミ焼却施設、融雪施設等公共施設の整備に要する経費（土地を主体とする施設以外の施設については、用地の取得造成費を除く。	

経費の区分	経費の内容	
産業基盤施設整備費	団地整備に伴い必要と認められる農林道、移転跡地及び団地における共同作業所、共同倉庫、共同畜舎等農林漁業近代化のための共同施設の整備に要する経費（用地の取得造成費は除く。）	
空き家改修費	空き家の改修に必要な経費 （新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。）	

（注１） 定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業の賃貸分の交付対象経費は、「団地造成費」、「生活関連施設整備費」及び「産業基盤施設整備費」であり、分譲分の交付対象経費は、「生活関連施設整備費」及び「産業基盤施設整備費」である。

（注２） 定住促進空き家活用事業の交付対象経費は、空き家改修費である。

（注３） 季節居住団地整備事業においては、次の要件を満たす場合に限り、生活関連施設整備費として高齢者コミュニティセンターを建設することができる。

- ① 前々年度の普通建設事業費充当一般財源の額が全国市区町村の平均値以下の市町村であること。
- ② 当該センター類似の施設のない市町村であること。
- ③ 高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進に寄与すると認められること。
高齢者を中心とした地域における多目的な利用（老人クラブ等による生産・創作活動、研修、集会、休養等）が可能な施設であること。
- ④ 65歳以上の人口の比率が高い集落に立地するものであること

3 過疎地域遊休施設再整備事業

経費の区分	経費の内容
主要施設改修費	遊休施設の改修に必要な経費。ただし、庁舎等公用に供する部分を除く。
機能拡張にかかわる付帯施設・設備費	主要施設の機能拡張を図るため、次に掲げるもの（庁舎等公用に供する部分を除く。） (1) 施設費 ア アトリエ、ギャラリー イ テナント店舗（物販施設、体験工房等） ウ 景観整備施設（景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等） エ その他必要と認められる施設（ただし、施設の整備が本体の施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められるものを対象とする。） (2) 設備費 ア 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む）（ただし、専用のシステム構築を伴うもので、システムと一体として活用とされることを目的とし、単体での使用が不可能な端末を対象とする。）

※遊休施設を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。

4 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

経費の内容
実施要綱第8に定める事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進 PR 事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物 支援等） ウ 都市と地域の交流・移住促進対策 エ 地域文化伝承対策 オ その他適当と認められるもの

※当該経費に対する市町村の補助に必要な経費を交付対象経費とする。

別記様式及び別紙目次

別記様式第 1 号	過疎地域持続的発展支援交付金交付申請書-----	20
別記様式第 2 号	過疎地域持続的発展支援交付金交付決定通知書-----	21
別記様式第 3 号	過疎地域持続的発展支援交付金変更等承認申請書-----	22
別記様式第 4 号	過疎地域持続的発展支援交付金事業遅延等報告書-----	23
別記様式第 5 号	過疎地域持続的発展支援交付金事業実施状況報告書-----	24
別記様式第 6 号	過疎地域持続的発展支援交付金事業実績報告書-----	25
別記様式第 7 号	過疎地域持続的発展支援交付金額の確定通知書-----	26
別記様式第 8 号	過疎地域持続的発展支援交付金返還命令通知書-----	27
別記様式第 9-1 号	過疎地域持続的発展支援交付金の概算払請求書-----	28
別記様式第 9-2 号	過疎地域持続的発展支援交付金の精算払請求書-----	29
別記様式第 10 号	取得財産等管理台帳-----	30
別記様式第 11 号	取得財産等明細表-----	31
別紙 1 1－1	過疎地域持続的発展支援事業の概要-----	32
別紙 1 1－2	過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業）の概要-----	33
別紙 1 1－3	過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）の概要	34
別紙 1 1－4	過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）の概要	35
別紙 1 1－5	過疎地域集落再編整備事業（季節居住団地整備事業）の概要	36
別紙 1 1－6	過疎地域遊休施設再整備事業の概要-----	37
別紙 1 1－7	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の概要-----	39
別紙 2 2－1	過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域等集落ネットワーク 圏形成支援事業実施計画工程表-----	40
別紙 2 2－2	過疎地域集落再編整備事業計画-----	41
別紙 2 2－3	過疎地域遊休施設再整備事業計画-----	42
別紙 3 3－1	過疎地域集落再編整備事業附属資料-----	43
別紙 3 3－2	主要施設の機能拡張を図るための附帯施設・設備-----	44
別紙 3 3－3	施設ごとの利用目的・利用見込み-----	45
別紙 3 3－4	遊休施設の利用に関する概要-----	46
別紙 4 4－1	事業実績（過疎地域持続的発展支援事業）-----	47
別紙 4 4－2	事業実績（過疎地域集落再編整備事業）-----	48
別紙 4 4－3	事業実績（過疎地域遊休施設再整備事業）-----	49
別紙 4 4－4	事業実績（過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業）---	50

別記様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

市町村等の長 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金交付申請書

過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について標記交付金の交付を受けたいので、下記のとおり、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第 7 の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1. 交付申請額 千円
2. 事業の概要 別紙 1、2、3 のとおり
3. 添付書類
 - (1) 過疎地域持続的発展支援事業
 - ア 交付金事業に要する経費の見積書
 - イ 交付金事業を市町村等の連携主体が行うものについては、
 - (ア) 当該交付金事業を行う連携主体を構成する全ての市町村等を列挙したもの
 - (イ) 本様式に従って交付申請書を提出する市町村等が、当該交付金事業を行う連携主体の代表団体であることが確認できるもの
 - ウ 当該過疎地域持続的発展市町村（都道府県）計画書の関係部分（写し）
 - エ 当該市町村等の予算書の当該事業関係部分（写し）
 - (2) 過疎地域集落再編整備事業・過疎地域遊休施設再整備事業
 - ア 事業計画図等（位置図、見取図、写真、設計図、設計書）
 - イ 当該過疎地域持続的発展市町村計画書の関係部分（写し）
 - ウ 当該市町村等の予算書の当該事業関係部分（写し）
 - (3) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
 - ア 集落ネットワーク圏計画
 - イ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画（事業選定時から変更した場合変更後のもの）
 - ウ 交付金事業に要する経費の見積書
 - エ 当該市町村等の予算書の当該事業関係部分（写し）

※不用の文字は、消すこと。

番 号
令和 年 月 日

市町村等の長 氏 名 殿

総務大臣 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知します。

記

1. 交付金事業は過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 4 に定める過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業であり、その内容は、令和 年 月 日付け第 号の申請書記載のとおりです。

2. 事業に要する経費、交付対象経費及び交付金の額は、次のとおりです。

区 分	金 額	備 考
交 付 金 の 額	千円	

3. この交付金の額の確定は、交付要綱第 14 により行います。

4. この交付金は、交付要綱に定める事項を条件に交付します。

5. この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取り下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とします。

※不用の文字は、消すこと。

別記様式第 3 号

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

市町村等の長 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金事業変更等承認申請書

令和 年 月 日 第 号で交付金交付決定のあった過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に係る標記交付金の執行については、下記により変更・中止・廃止したいので過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第 10 の規定により申請します。

記

1. 変更等の理由
 2. 変更等の内容
- 別紙 1、2、3 のとおり

※不用の文字は、消すこと。

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

市町村等の長 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金事業遅延等報告書

令和 年 月 日 第 号で交付金交付決定のあった過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に係る標記交付金事業の執行については、下記により

（ 事業が予定の期間内に完了しない
事業の遂行が困難となった ）ので、過疎地域持続的発展支援交付金交付要

綱第11の規定により提出します。

記

1. 遅延の理由（交付金事業の遂行が困難となった場合を含む。）
2. 交付金事業の施行の経過
3. 交付金事業完了予定日

区 分	交付金事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

※不用の文字は、消すこと。

別記様式第 5 号

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

市町村等の長 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金事業実施状況報告書

このことについて、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第 12 の規定により、別紙のとおり報告します。

(注) 別紙 4 の様式に準じて作成してください。

※不用の文字は、消すこと。

別記様式第 6 号

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 氏 名 殿

市町村等の長 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金事業実績報告書

令和 年 月 日 第 号で交付金の交付決定のあった過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に係る標記交付金事業が完了したので、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第 13 の規定により、下記のとおり、その実績を報告します。

記

別紙 4 のとおり

（注）適正化法 14 条後段の場合は、上記様式に準じて作成してください。

※不用の文字は、消すこと。

別記様式第 7 号

番 号
令和 年 月 日

市町村長等の長 殿

総務大臣 氏 名

令和 年度過疎地域持続的発展支援交付金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった過疎地域持続的
発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事
業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備
事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に係る標記交付金について、補
助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1
5 条の規定により、交付金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

【事業名】

確定額 一金	千円
うち概算払済額	千円
精算交付額	千円

別記様式第 8 号

番 号
令和 年 月 日

市町村等の長 殿

総務大臣 氏 名

過疎地域持続的発展支援交付金返還命令通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって確定（取消）の通知をした
過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、
定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・
過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に
係る標記交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化法に関する法
律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、すでに交付さ
れている金額の当該超える金額について、下記のとおり返還することを命ず
る。

記

- | | | | |
|---|------|----------|---|
| 1 | 返還額 | 金 | 円 |
| 2 | 返還期限 | 令和 年 月 日 | |

別記様式第9－1号

番 号
令和 年 月 日

官署支出官
総務省大臣官房会計課長 殿

市町村の長 氏 名

令和 年度 過疎地域持続的発展支援交付金の概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に係る標記交付金について、下記により金 円を概算払によって交付されたく、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱第15第2項の規定に基づき請求します。

（単位：千円）

区 分	本年度事業費		既受領額		今回請求額		残 高		事業完了 予定期日	備考
	交 付 対 象 経 費	国 庫 支出金	金 額	出来高	金 額	月 日 まで予定 出来高	金 額	年度内 予 定 出来高		
事 業 内 容										
合 計										

- （注）（1）予定出来高の％は整数で記入してください。
- （2）交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し、既受領額がある場合には出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入してください。
- （3）請求額は、予定出来高以内としてください。
- （4）上記予定出来高の積算に当たっては、事業進捗状況、出来高明細、支払計画等の基礎資料により勘案し、精算してください。

※不用の文字は、消すこと。

別記様式第9－2号

番 号
令和 年 月 日

官署支出官
総務省大臣官房会計課長 殿

市町村の長 氏 名

令和 年度過疎地域持続的発展支援交付金精算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け第 号）をもって
交付決定通知のあった過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域集落再編整備事業
（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住
団地整備事業）・過疎地域遊休施設再整備事業・過疎地域等集落ネットワーク圏
形成支援事業に係る標記交付金について、下記のとおり請求します。

記

精算請求額	金	千円
確 定 額	金	千円
概 算 払 額	金	千円

※不用の文字は、消すこと。

取得財産等管理台帳（令和 年度）

〇〇県〇〇町
(単位：円)

区分	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	保 管 場 所	備 考
財産名								

- 注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第19第2項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 注2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 注3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

取得財産等明細表（令和 年度）

〇〇県〇〇町
（単位：円）

区分	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	保 管 場 所	備 考
財産名								

- 注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第 1 9 第 2 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 注 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 注 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別紙 1

事業の概要

〇〇県〇〇町

1－1 過疎地域持続的発展支援事業の概要

市町村等名	
事業名	
着手予定日	
完了予定日	

事業の概要	
-------	--

(単位：千円)

事業費等	収 入		支 出		うち交付対象 経費	うち固定資産 購入費
	交 付 金		調 査 費			
			ICT 等技術活用事業費			
	一 般 財 源		人 材 育 成 事 業 費			
	そ の 他		市町村等事務費			
	合 計		合 計			

備考	
----	--

1－2 過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業）の概要

1. 市町村の概要
2. 移転集落の現況
3. 移転に至る経緯と移転目的
4. 移転先地の状況
5. 住宅対策
6. 就労対策
7. 跡地利用
8. 関連公共（共同）施設の整備

別紙 1

事業の概要

〇〇県〇〇町

1－3 過疎地域集落再編整備事業（定住促進団地整備事業）の概要

1. 市町村の概要
2. 事業実施の目的（賃貸分か分譲分かを明確にして下さい）
3. 住宅団地周辺の状況
4. 住宅対策
5. 就労対策
6. 関連公共（共同）施設の整備
7. 入居者の募集

別紙 1

事 業 の 概 要

〇〇県〇〇町

1－4 過疎地域集落再編整備事業（定住促進空き家活用事業）の概要

1. 市町村の概要
2. 事業実施の目的（取得、所有又は借り受けかを明確にして下さい）
3. 空き屋周辺の状況
4. 住宅対策
5. 就労対策
6. 関連公共（共同）施設の整備
7. 入居者の募集

別紙 1

事 業 の 概 要

〇〇県〇〇町

1－5 過疎地域集落再編整備事業（季節居住団地整備事業）の概要

1. 市町村の概要
2. 事業実施（賃貸分か分譲分かを明確にしてください）
3. 住宅団地周辺の状況
4. 住宅対策
5. 就労対策
6. 関連公共（共同）施設の整備
7. 入居者の募集

別紙 1

事 業 の 概 要

〇〇県〇〇町

1－6 過疎地域遊休施設再整備事業の概要

1. 市町村の概要

2. 事業計画の概要

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の内容
- (3) 施設整備計画等 別紙 2 のとおり
- (4) 施設の活用整備計画 表 1 により記載

表 1 活用整備計画

活 用 整 備 計 画				整 備 前		所 在 地	備 考
施 設 名	構 造	面 積	整 備 内 容	旧 施 設 名	建 築 年 月		

(注) 当該施設の整備前・整備後の状況を示す資料・配置図を添付してください。

別紙 1

事業の概要

〇〇県〇〇町

1－7 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の概要

市町村名	
事業名	
着手予定日	
完了予定日	

事業の概要	
-------	--

(単位：千円)

事業費等	収 入		支 出		うち 交付対象経費
	交 付 金				
	そ の 他 国 費				
	過 疎 債				
	一 般 財 源				
	そ の 他				
	合 計		合 計		

備考	
----	--

別紙 2

2-1 過疎地域持続的発展支援事業・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
事業実施計画工程表

提案団体名	
提案事業名	

	〇〇調査	〇〇調査	〇〇事業	〇〇事業	〇〇事業	実績報告書 の作成
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
〇月〇日						
備 考						

※ 不用の文字は消すこと。

事業計画

〇〇県〇〇町

2-2 過疎地域集落再編整備事業計画（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）

移転等戸数 戸（内団地入居数 戸） (単位：千円)

区 分		着 工 年 月	竣 工 年 月	全体計画	令和	年度	令和	年度	令和 年度 以 降	備考
					1㎡ 当 た り 単 価	計 画 額	経 費 交 付 対 象	計 画 額		
事業内容	移転の円滑化に要する経費 市町村内 { 離農等 戸×円 移転者 { その他 戸×円 市町村外移転者 戸×円									
	住宅用地造成費 ××地区 { 無償貸付㎡ 戸分 ㎡ 戸分 { 有償貸付㎡ 戸分									
	団地建設等助成費									
	生活関連施設整備費 道 { 工 事 費 L=W= { 用 地 費 広 場 { 工 事 費 ㎡ { 用 地 費 集会施設 { 工 事 費 ㎡ { 用 地 費									
	産業基盤施設整備費 共同作業所 { 工事費 ㎡ { 用地費									
	空き家改修費等 空き家改修費 取得費 { 家屋 ㎡ { 土地									
	合 計									
	その他の経費									
	総 計									
	財源内訳	国庫支出金 都道府県支出金 地 方 債 うち過疎債 その他特定財源 一般財源								
総 計										

(注) 1. 事業内容欄の「その他の経費」は公営住宅建設費、住宅用地取得費、事務費等、補助対象外の事業に係る経費について主たる項目に分けて記載して下さい。
2. 変更承認申請の場合、変更後の額を上段（ ）書きで併記して下さい。
3. 2ヶ年度目の申請について、前年度分は、実績を記載して下さい。
4. 空き家改修費等については、戸別に記載して下さい。

別紙 2

2－3 過疎地域遊休施設再整備事業計画（ ）

〇〇県〇〇町
(単位：千円)

施設の種類		施設の名称 または規格	着 工 月 年 月	竣 工 月 年 月	全体計画額	令和 年度			令和 年度			令和 年度 以 降	備 考
						計画額	うち交付 対象経費	うち国庫 補 助 金	計画額	うち交付 対象経費	うち国庫 補 助 金		
交付対象分													
〔機能を拡張 する施設〕		〔 〕											
小 計													
交付対象外分													
小 計													
合 計													
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金 都 道 府 県 支 出 金 地 方 債 債 う ち 過 疎 債 そ の 他 特 定 財 源 一 般 財 源												
	合 計												

- (注) 1. 施設ごとに別欄で記載してください。
2. 「交付対象外分」については、用地取得費、事務費等についても主たる項目に分けて記載してください。
3. 変更承認申請の場合、変更後の額を上段（ ）書きで併記してください。
4. 2ヶ年度目の申請について、前年度分は実績を記載してください。

3-1 過疎地域集落再編整備事業附属資料（集落等移転事業）

住居移転者住宅建設等資金借入れ一覧

区分	氏 名	住 宅 建 設										住 宅 用 地 取 得								合 計		
		延床面積	m ² 当たり 建築費	住宅金融公庫				その他金融機関				面 積	住宅金融公庫				その他金融機関				借入額	利子額
				利 率	期 間	借 入 額	利 子 額	利 率	期 間	借 入 額	利 子 額		利 率	期 間	借 入 額	利 子 額	利 率	期 間	借 入 額	利 子 額		
住所	甲 野 乙太郎 乙 野 甲太郎	m ²	円	%	年 () ()	千円	千円	年	年 () ()	千円	千円		%	年 () ()	千円	千円	%	年 () ()	千円	千円	千円	千円
	小計																					
住宅と用地					() ()				() ()					() ()				() ()				
	小計																					
合計																						

（注）「期間」欄の（ ）内には措置期間を記載して下さい。

別紙 3

3－2 主要施設の機能拡張を図るための附帯施設・設備

〇〇県〇〇町

施設の種類	メニューの種類	当該施設によって図られる機能拡張

(注) 主要施設の機能拡張を図るための附帯施設・設備を整備する場合のみ記載願います。

別紙 3
3－3 施設ごとの利用目的・利用見込み

〇〇県〇〇町

施設の種類	施設の名称	床面積・収容人数等 施設の規模	主な利用目的	利用見込み
				(利用者) 人
				(稼働率) %
				(販売額) 円
				(利用者) 人
				(稼働率) %
				(販売額) 円
				(利用者) 人
				(稼働率) %
				(販売額) 円
				(利用者) 人
				(稼働率) %
				(販売額) 円

(注) 施設ごと別欄で記載してください。
なお、「利用見込み」については、施設の種類ごとにその施設に対応した的確な指標（利用者数のみならず、例えば、宿泊施設については室・棟の稼働率、地域産品販売施設・食堂については販売額など）を記入してください。なお、設定に際しては、類似の施設の利用状況等各種の指標を総合的に勘案して適切に設定するとともに、その際に利用した資料についても添付してください。

施設の名称 _____

I 施設利用に関する都市部等との連携の概要

展開する事業及び内容	想定される効果

（注）当該施設を利用して地域間交流を進めていくための、都市部市町村とのタイアップ、周辺市町村や他施設との協力体制、市民団体との提携等の連携体制について具体的に記載してください。

II 施設等を利用して行う都市部等との地域間交流事業又は地域振興事業の概要

展開する事業及び内容	想定される効果

（注） 1．当該施設を利用して実施することを予定している体験交流行事、物産展、交流イベント等のソフト事業について具体的に記載してください。
2．施設ごとに別枠で記載してください。

別紙 4

4－1 事業実績

〇〇県〇〇町

令和 年度 過疎地域持続的発展支援事業実績

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の交付金実績額
- 3 交付金事業の実施状況

市町村等の長氏名	
着手日	
完了日	

4 事業の成果、効果

事業の成果、効果	
----------	--

5 交付金事業収支総括表

(単位：円)

事業費等	収 入		支 出			
					うち交付対象 経費	うち固定資産 購入費
事業費等	交付金		調 査 費			
			ICT 等技術活 用事業費			
	一般財源		人材育成事 業費			
	その他		市町村等 事務費			
			その他			
	合 計		合 計			

添付書類

- 1 交付金事業に要した経費の総括表
- 2 交付金事業代金等の請求書又は同領収書の写し
- 3 その他事業の成果がわかるもの

別紙 4

〇〇県〇〇町

4-2 事業実績

令和 年度 過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業、定住促進団地整備事業、定住促進空き家活用事業、季節居住団地整備事業）実績
(単位：円)

区 分		全体計画	前 年 度 実 績 額		本 年 度 計 画 額		本 年 度 実 績 額		不用額	翌 年 度 繰 越	備 考
			う ち 交 付 対 象 経 費	う ち 交 付 対 象 経 費	う ち 交 付 対 象 経 費	う ち 交 付 対 象 経 費	う ち 交 付 対 象 経 費	う ち 交 付 対 象 経 費			
事業 内 容											
合 計											
財 源 内 訳											
合 計											

(注) 1. 計画に変更があった場合には、変更後を上段（ ）書きで併記して下さい。

2. この表に次の書類を添付して下さい。

- (1) 工事にあつては、工事請負契約書（写し）及び当該工事の完成を証する書面（写し）、工事以外のものにあつては支出負担行為決議書（写し）
- (2) 写真数枚
- (3) 関連部分の収支決算見込書

別紙 4

4-3 事業実績

令和 年度 過疎地域遊休施設再整備事業実績

〇〇県〇〇町

(単位：千円)

施設の種類	施設の名称 または規格	全体計画額 (A)	前年度実績額		本年度計画額		本年度実績額		不 用 額 (E)	翌年度 繰越	備 考
			(B)	うち交付 対象経費	(C)	うち交付 対象経費	(D)	うち交付 対象経費			
交付対象分											
〔機能を拡張 する施設〕	〔 〕										
小 計											
交付対象外分											
小 計											
合 計											
財源内訳	国庫支出金										
	都道府県支出金										
	地方債										
	うち過疎債										
	その他特定財源										
	一般財源										
	合 計										

(注) 1. 計画に変更があった場合には、変更後を上段()書きで併記してください。

2. この表に次の書類を添付してください。

- (1) 工事請負契約書(写し)及び当該工事の完成を証する書面(写し)、工事以外のものにあつては支出負担行為決算書(写し)
- (2) 写真数枚
- (3) 関連部分の収支決算見込書

別紙 4

4－4 事業実績

〇〇県〇〇町

令和 年度 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実績

- 1 交付金事業の名称
- 2 交付金事業の交付金実績額
- 3 交付金事業の実施状況

市町村等の長氏名	
着手日	
完了日	

- 4 事業の成果、効果

事業の成果、効果	
----------	--

- 5 交付金事業収支総括表 (単位：千円)

事業費等	収入		支出		うち 交付対象経費
	交付金				
	その他国費				
	過疎債				
	一般財源				
	その他				
	合計		合計		

添付書類

- 1 交付金事業に要した経費の総括表
- 2 市町村から事業実施主体への支払いがわかるもの（支出命令簿等）の写し
- 3 その他事業の成果がわかるもの（写真等）